

大川村人事行政の運営等の状況(平成24年度)

第1章 職員の給与・定員管理の状況

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 22年度の人件費率
23年度	人 440	千円 1,214,631	千円 25,023	千円 214,641	% 17.7	% 11.7

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

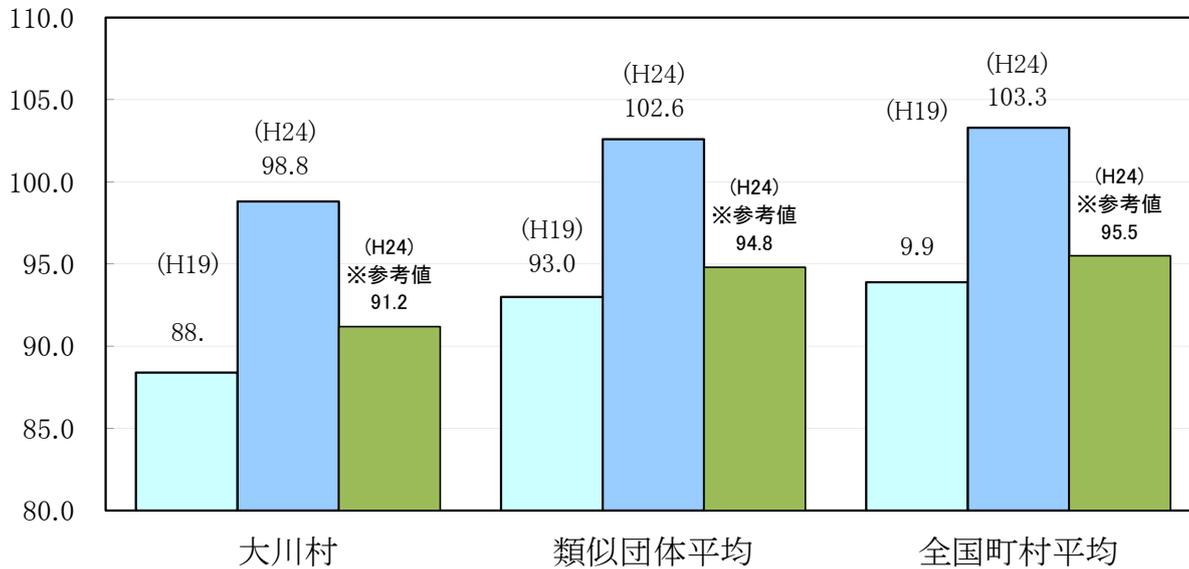
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	人 20	千円 61,698	千円 6,688	千円 21,811	千円 90,197	千円 4,510	千円 —

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成23年4月1日現在の人数である。(全職員数から特別職員と特別会計の職員を除いた職員数)

(3) 特記事項

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
23年度	359,601 円	359,494 円	107 円 (0.03 %)	— %	— %	△ 0.23 %

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
23年度	3.88 月	3.90 月	△ 0.02 月	— 月	3.90 月	3.95 月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 一般行政職給料表の状況 (平成24年4月1日現在)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1号給の給料月額	135,900	186,100	223,200	262,200	289,500	320,900	—	—	—	—
最高号給の給料月額	244,000	309,500	356,700	390,400	402,800	424,900	—	—	—	—

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成24年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
大川村	39.2 歳	283,600 円	357,502 円	295,557 円
高知県	43.6 歳	333,660 円	392,816 円	354,227 円
国	42.8 歳	304,944 (329,917) 円	—	372,906 (401,789) 円
類似団体	42.3 歳	310,750 円	349,009 円	340,152 円

②技能労務職

区分	公務員				民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	
大川村	歳	人	円	円	円	—	—	円
つち	歳	人	円	円	円	—	歳	円
つち	歳	人	円	円	円	—	歳	円
高知県	歳	人	円	円	円	—	歳	円
国	歳	人	() 円	—	() 円	—	歳	円
類似団体	歳	人	円	円	円	—	歳	円

区分	参考 年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
大川村	歳	人	円
つち	歳	人	円
つち	歳	人	円
高知県	歳	人	円

※民間のデータは、賃金構造基本統計調査の公表されているデータを使用している。(平成～年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況（平成24年4月1日現在）

区 分		大川村	高知県	国
一般行政職	大学卒	172,500 円	172,500 円	163,987 (172,200) 円
	高校卒	153,100 円	140,400 円	133,418 (140,100) 円
技能労務職	高校卒	— 円	円	円
	中学卒	— 円	円	円

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成24年4月1日現在）

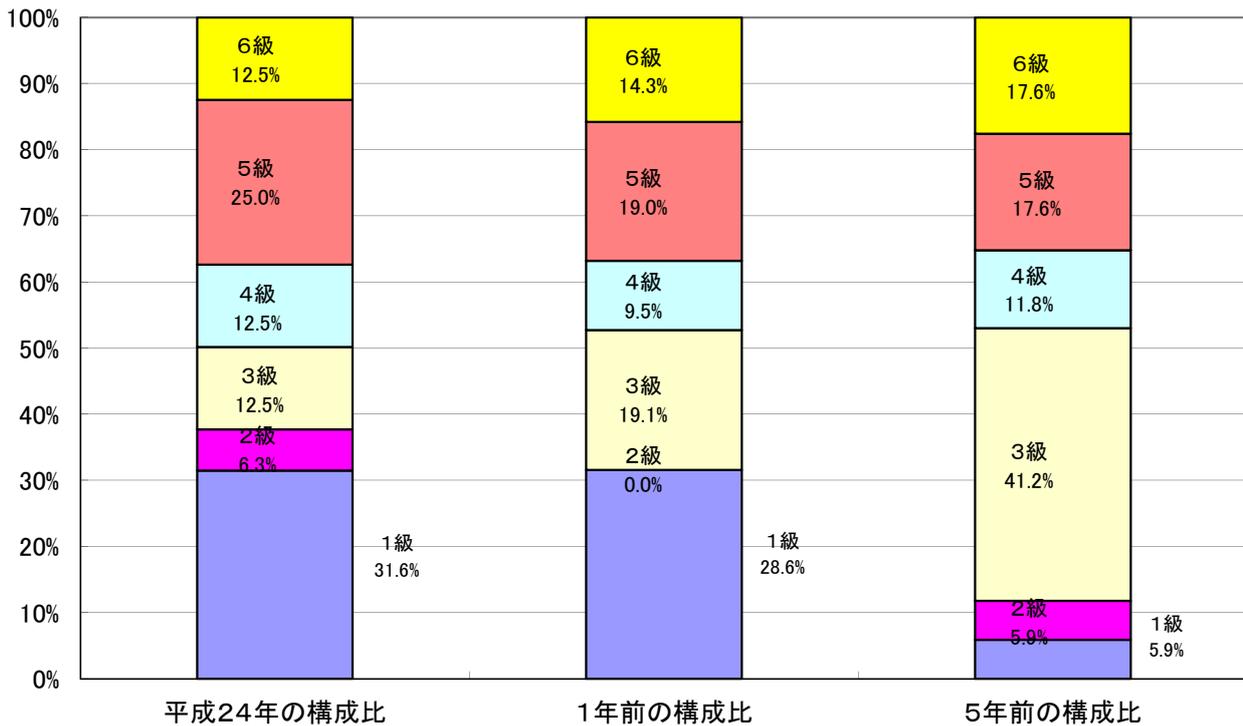
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	245,200 円	287,300 円	328,700 円
	高校卒	207,300 円	245,200 円	287,300 円
技能労務職	高校卒	円	円	円
	中学卒	円	円	円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成24年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事の職務	5 人	31.3 %
2 級	主事の職務	1 人	6.3 %
3 級	主幹の職務	2 人	12.5 %
4 級	主任の職務	2 人	12.5 %
5 級	課長補佐、教育次長、事務長	4 人	25.0 %
6 級	参事、課長、会計管理者	2 人	12.5 %

(注) 1 大川村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価試行中のため、勤務成績への反映はしていません。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大川村	高知県	国
1人当たり平均支給額(平成23年度) 1,163 千円	1人当たり平均支給額(平成23年度) 1,575 千円	—
(平成23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 1.3 月分 (0.65) 月分	(平成23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 1.3 月分 (0.65) 月分	(平成23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.5) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

人事評価試行中のため、勤勉手当への反映はしていません。

(2) 退職手当（平成24年4月1日現在）

大川村				国			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分		勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分		勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分		勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分		最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)				定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)			
1人当たり平均支給額		-		千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成24年4月1日現在)

支給実績(平成23年度決算)	-			千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)	-			円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)	
-	- %	- 人	-	

(4) 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

支給実績(平成23年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成23年度)	0.0 %		
手当の種類(手当数)	1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	感染症防疫作業に従事する職員	感染症菌の付着した物件の処理作業	日額1,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成23年度決算)	2,818 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)	188 千円
支給実績(平成22年度決算)	2,967 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)	185 千円

(6) その他の手当 (平成24年4月1日現在)

手当名	内容および支給単価
扶養手当	配偶者(13,000円) 配偶者以外の扶養親族1人につき(6,500円) ただし配偶者がない場合の1人目のみ(11,000円) 16~22歳の子1人につき加算額(5,000円)
住居手当	借家 基礎控除額(12,000円)最高支給限度額(27,000円)
通勤手当	1 交通機関利用者 最高支給限度額(55,000円) 2 交通用具利用者 通勤に応じて(2,000円~24,500円)
管理職手当	
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等において正規の勤務時間中に勤務した1時間につき、勤務時間1時間当たりの給与額に125/100から150/100までの割合を乗じて得た額

手当名	国の制度との同異	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	同	—	7,205 千円	163,750 円
住居手当	同	—	1,025 千円	146,429 円
通勤手当	同	—	2,468 千円	41,831 円
管理職手当	異	支給していない	— 千円	— 円
休日勤務手当	異	支給していない	0 千円	0 円

6 特別職の報酬等の状況（平成24年4月1日現在）

区 分		給料月額等	
給 料	村 長	600,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 786,000 円 / 327,500 円
	副 村 長	540,000 円	634,000 円 / 420,000 円
報 酬	議 長	220,000 円	307,000 円 / 150,000 円
	副 議 長	166,000 円	251,000 円 / 119,000 円
	議 員	147,000 円	228,000 円 / 100,000 円
期 末 手 当	町 長	(平成23年度支給割合)	
	副 町 長	2.6 月分	
退 職 手 当	議 長	(平成23年度支給割合)	
	副 議 長	2.6 月分	
	議 員		
備 考	村 長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副 村 長	在職年方式	12,000 千円 退職時(任期毎)
			6,480 千円

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

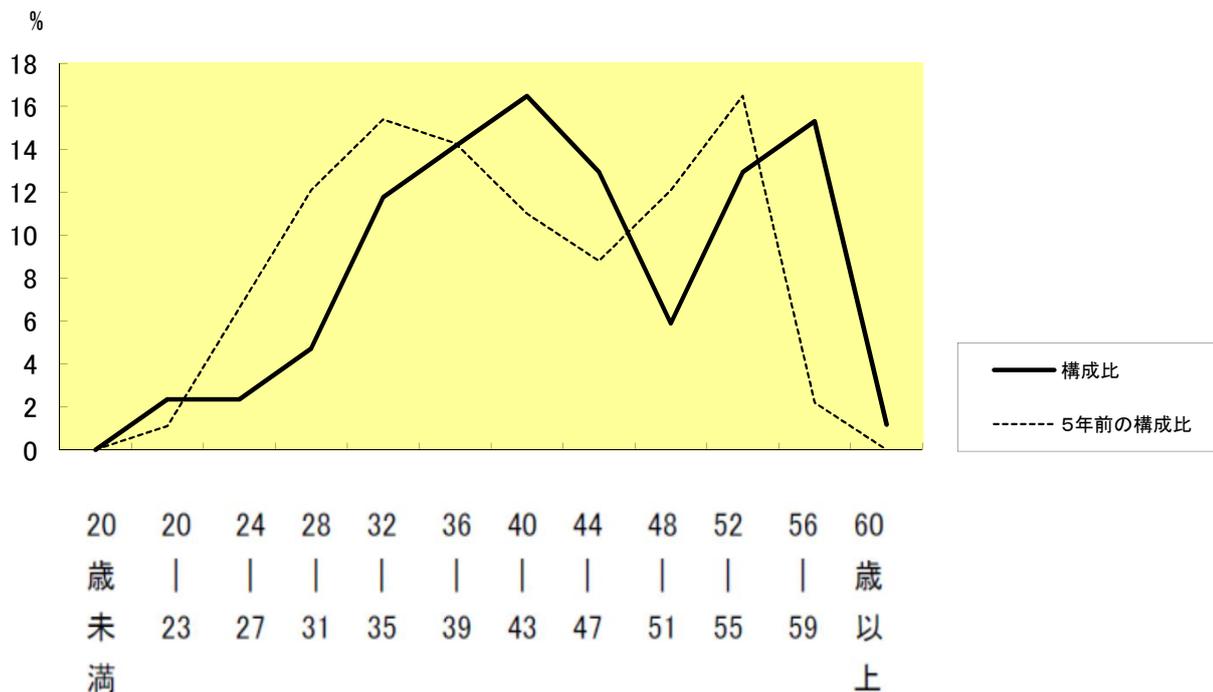
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成23年	平成24年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1	0	欠員無補充 <参考> 人口1000人当たり職員数 16.12人 (類似団体の人口1000人当たり職員数 16.28人)
		総 務	7	7	0	
		税 務	2	2	0	
		農林水産	2	2	0	
		商 工	0	0	0	
土 木		1	1	0		
民 生		2	2	0		
衛 生	2	1	-1			
	計	17	16	-1		
	教 育	4	4	0	(教育長含む)	
	小 計	21	20	-1	<参考> 人口1000人当たり職員数 17.91人 (類似団体の人口1000人当たり職員数 19.64人)	
公 営 企 業 会 計 部 門	水 道			0		
	下 水 道			0		
	其 他	1	1	0		
	小 計	1	1	0		
	合 計	22 [26]	21 [26]	-1 [0]	<参考> 人口1000人当たり職員数 19.26人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。(全職員数から村長、副村長を除いた職員数)
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（平成24年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	0人	0人	2人	4人	0人	2人	6人	2人	0人	1人	0人	0人	17人

(3)定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
27人	21人	6人	22.2%

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

区分 部門	H17年 計画始期	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	17～22年 計	(参考) 数値目標	
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目			
全職員 (教育長を含む)	職員数	27	24	23	21	22	21	22	—	21
	増減		△3	△1	△2	1	△1	1	△6(100%)	△6

- (注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間である。
 2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。
 3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

第2章 職員の任用の状況

1 任用の状況

(1)採用者数

平成23年度に新たに採用された職員の状況 (単位:人)

区分	男	女	計
一般行政職	0	1	1
技能労務職	0	0	0
計	0	1	1

(2)退職者数

平成23年度に退職した職員の状況 (単位:人)

区分	定年退職	勸奨退職	自己都合退職	死傷病	計
一般行政職	0	1	2	0	3
技能労務職	0	1	0	0	1
計	0	2	2	0	4

第3章 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 勤務時間及び週休日、休日

勤務日 月曜日から金曜日まで(午前8時30分から午後5時15分)

週休日 日曜日及び土曜日

休日 国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月29日から12月31日及び1月2日、1月3日

2 休暇の種類

職員の休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇がある。

(1)年次有給休暇

有給による休暇で、1年につき20日間付与され、1日又は1時間単位で取得することができる。
(翌年への20日以内の繰越が認められており、最高40日間となる。)

(2)病気休暇

職員が負傷または疾病のために療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の有給による休暇で、次の期間取得することができる。

- ・公務傷病によるもの 3年以内
- ・一般の傷病によるもの 90日以内

(3)特別休暇

場 合	期 間
1 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
2 職員が証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
3 職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は、骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
<p>4 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき</p> <p>(1) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動</p> <p>(2) 身体障害者療養施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって町長が定めるものにおける活動</p> <p>(3) 前2号に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動</p>	1の年において5日の範囲内の期間
5 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの期間内における連続する5日の範囲内の期間
6 8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
7 女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女子職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
8 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間（男子職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を越えない期間）

<p>9 職員が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)の出産に伴い出産に係る入院若しくは退院の際の付添い、出産時の付添い又は出産に係る入院中の世話、子の出生の届出等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>職員の妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における3日(再任用短時間勤務職員にあっては、15時間30分)の範囲内でそのつど必要と認める日又は時間(再任用短時間勤務職員にあっては、時間)</p>
<p>10 職員の妻が出産する場合であって、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員がこれらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p>	<p>職員の妻の出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内における5日(再任用短時間勤務職員にあっては、38時間45分にその者の勤務時間(当該勤務時間に1時間未満の端数がある場合にあっては、これを切り上げた時間)を38時間45分で除して得た数の時間とする。)の範囲内でその都度必要と認める日又は時間(再任用短時間勤務職員にあっては、時間)</p>
<p>11 小学校の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして町長が定めるその子の世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1の年において5日の範囲内でそのつど必要と認める日又は時間</p>
<p>12 職員の親族(別表第2の親族欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p>	<p>親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間</p>
<p>13 職員が父母の追悼のための特別な行事(父母の死亡後15年以内に行われるものに限る。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1日の範囲内の期間</p>
<p>14 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1の年の7月から9月までの期間内における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間</p>
<p>15 地震、水害、火災、その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p>	<p>7日の範囲内の期間</p>
<p>16 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>17 地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>18 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第42条の規定によりあらかじめ計画された能率増進計画の実施</p>	<p>計画の実施に伴い必要と認める期間</p>
<p>19 女子職員の生理(生理日において勤務することが著しく困難である者が請求した場合)</p>	<p>必要と認められる期間。ただし、1日を超えるときは、その超える期間については、第14条第1項第2号の規定による。</p>
<p>20 妊産婦である女子職員の健康診査及び保健指導(妊娠中の女子職員及び産後1年を経過しない女子職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合)</p>	<p>妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)について、それぞれ、1日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間</p>
<p>21 妊娠中の女子職員の通勤緩和(妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるとき。)</p>	<p>正規の勤務時間等の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を越えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間</p>
<p>22 リフレッシュ休暇</p>	<p>勤続20年に連続して3日間以内 勤続30年に連続して5日間以内 但し、現在勤続30年を経過している者については特に認める。</p>

(4)介護休暇

職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定めるもので負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇で、取得する期間は無給。

連続する6ヶ月の期間内において1日又は1時間単位で取得することができる。その勤務しない時間につき給与額を減額する。

3 育児休業等

(1)育児休業

3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達する日まで休業することができる制度で、休業する期間は無給。

(2)部分休業

3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達する日まで、1日の勤務時間の初め又は終わりにおいて1日を通じて2時間を越えない範囲で、30分単位で取得することができる制度で、休業する期間は無給。

第4章 職員の服務状況

1 年次有給休暇の取得状況

平成23年平均取得日数(消化率)	13.3日(34.4%)
------------------	--------------

2 育児休業・部分休業・介護休暇の取得状況

(1)育児休業(平成23年度中に新たに育児休業を取得した職員数)
(単位:人)

区分	育児休業取得者数	育児休業承認期間					
		3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え
男性職員	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0

(2)部分休業(平成23年度中に新たに部分休業を取得した職員数)
(単位:人)

区分	部分休業取得者数	部分休業承認期間					
		3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え
男性職員	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0

(3)介護休業（平成23年度中に新たに介護休業を取得した職員数）
（単位：人）

区分	介護休業取得者数	介護休業承認期間					
		3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え
男性職員	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0

第5章 職員の分限及び懲戒処分の状況

1 分限処分

(1)分限処分者数（平成23年度）

（単位：人）

区 分	降任	免職	休職	合計
勤務成績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	0	0
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

2 懲戒処分

(1)懲戒処分者数（平成23年度）

（単位：人）

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
懲戒処分者数	0	0	0	0	0

(2)処分の事由別状況（平成23年度）

（単位：人）

区 分	給与・任用に関する不正	一般服務違反関係	一般非行関係	収賄等関係	道路交通法	監督責任	合 計
処分等の事由別状況	0	0	0	0	0	0	0

第6章 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

1 研修の状況

研修は、職員の資質向上と勤務能率の増進等を図ることを目的として、毎年実施している。平成23年度に実施した研修実績は下記のとおりである。

(1)内部研修

実施主体	研 修 名	研修期間(日)	受講者数(人)
大川村	人事評価研修	0	0
	公務員倫理	0	0
合 計			0

(2) 外部研修

実施主体	研 修 名	研修期間(日)	受講者数(人)
	階層別研修(新採研修)		
	階層別研修(3年次研修)		
	階層別研修(10年次研修)		
	階層別研修(研修)		
	合 計		0

2 勤務成績の評定状況

人事評価制度を導入。

第7章 職員の福祉について

1 健康診断の実施

職員の健康と安全を確保するため、毎年度定期健康診断を実施している。

2 労働安全衛生

衛生委員会を設置予定。

3 公務災害の認定状況

公務災害の種類		平成23年度(人)	
		傷病	死亡
新規認定件数	公務災害	0	0
	通勤災害	0	0

※ 公務中又は通勤途中に災害に遭い、公務災害又は通勤災害と認定されたときは、地方公務員災害補償制度によって治療費が補償される。

4 福利厚生事業の状況

福利厚生事業費 (平成23年度)	財源内訳		互助会への職員掛金	互助会への公費負担率
	定期健康診断 委託料	互助会への 公費負担額		
千円	千円	千円	千円	%
419	0	419	419	50.0

※ 1 互助会とは、(財)高知縣市町村職員互助会(共同互助会)のことで、高知県内の市町村等で働く職員がお互いに助け合うことにより、福祉の増進や生活の向上を図り、地方自治に関する意識の向上と市町村行政の円滑、かつ能率的な運営に寄与することを目的としている。

2 互助会の給付内容には、永年勤続表彰、人間ドック助成及び保養施設利用助成の3つがある。

第8章 職員の利益の保護について

1 勤務条件に関する措置の要求の状況（公平委員会）

業務の状況	平成23年度(件)
職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査・判定のうえ、必要な措置をとること	0

2 不利益処分に関する不服申立ての状況（公平委員会）

業務の状況	平成23年度(件)
職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること	0